

利用規約

この規約（以下「本規約」）は、依頼者（以下「甲」という）と遠方専門墓参り代行（以下「乙」という）とは下記の対象物件において墓参りの代行の業務委託契約を締結する。

「対象物件」

所在地 甲指定の墓地もしくは墓地区画で詳細地点は別紙参照

第1条（契約の目的）

1. 甲は乙に対し、上記地点の構造物・区画の清掃・お参りを委託し、乙はこれを請け負い心を込めて誠実に履行する事で甲の精神的な環境品質・穏やかな心を保つ事を目的とする。

第2条（契約業務の内容）

この契約に基づく委託業務の内容は次の通りとする

1. 一般的な墓参り相当の墓石・区画清掃
2. 区画内へ侵入している植物の除去
3. 墓花・菓子・飲料等のお供え後、線香を焚きお参りの代行
4. お参り後、野生動物や周囲の環境を鑑みて生花を含むお供えの撤去と再度清掃

第3条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は甲の利用規約同意後の依頼メール送信から14日以内とする。

第4条（委託料）

1. 本契約に基づく委託料は別紙見積書の通りとする。
2. 委託料は距離（キロメートル）×100円、+ 基本代行料金 + オプション料金+ 消費税 で算出する。
3. 距離の求め方は甲在住の住所地から指定の墓地もしくは墓地区画まで google マップナビゲーションの「自動車での移動」を使用して最短距離を計測し用いる。
4. 乙は依頼を受け速やかに委託料の計算し甲へ請求を行う。甲は14日以内に乙が指定する銀行口座に振り込み支払う。尚、振込手数料は甲の負担するものとする。乙は支払いの確認が取れ次第速やかに業務に着手する。

第5条（税率変動及び委託料の改定）

税法の改定により消費税等の税率が変動した場合には改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算するものとする。

第6条（資機材等の負担）

本業務に使用する資機材等の負担は以下の通りとする。

| 項目 | 詳細 | 甲 | 乙 |
|-----------|----------------|---|---|
| 清掃用具 | 清掃に必要な用具を準備する | | ○ |
| 墓花 | 一般的な仏花・生花を準備する | | ○ |
| お供え物 | 一般的な菓子・飲料を準備する | | ○ |
| 線香 | 一般的な線香を準備する | | ○ |
| 故人を偲んだお供え | 特殊な商品は準備出来かねます | ○ | |

第7条（作業時の駐車費の負担）

乙は甲指定の墓地もしくは墓地区画付随の駐車スペースが無い場合、交通違反とならないよう近隣の有料駐車場を使用する。この時の費用は乙の負担とする。

第8条（個人情報保護）

1. 乙は本業務を実施するにあたって、甲より提供を受けた情報及び本業務の履行により取得した情報に個人情報（「個人情報の保護に関する法律」で定義する個人情報。以下同じ）が含まれる時には次項に従って取り扱うものとし義務を負うものとする。
2. 乙は個人情報の適切な管理の為に個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要な措置をこうじなければならない。
3. 乙は本業務に従事する従業員に対し、在職中退職後においても本業務で知りえた個人情報を第三者に漏洩してはならないこと、不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に必要な事項を周知徹底させるものとする。
4. 乙は個人情報について漏洩、既存、滅失その他本状にかかる違反などが発生したときは甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
5. 委託業務の終了及び本契約を解除した後も、本条の抗力を有するものとする。

第9条（守秘義務）

1. 乙は業務上知りえた甲の事業に関する一切の次項その他の秘密事項を、第三者に漏洩してはならない。
2. 委託業務の終了及び本契約を解除した後も、本条の抗力を有するものとする。

第10条（規律維持）

乙は本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。甲が不相当と認めた場合は、直ちに善処するものとする。

第11条（再委託）

乙は本業務の履行にあたり、事前に甲の承認を得て第三者に再委託することが出来る。

第 12 条 (権利業務)

乙はこの契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 13 条 (法令上の責任)

乙は本業務にあたる従業員に教育指導を行う雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

第 14 条 (災害の防止)

乙は甲より委託された業務の遂行にあたって、甲の安全衛生規則又はその他内規、法定事項を遵守し、乙の業務及び従事者の安全と健康障害の防止を怠らなければならない。

第 15 条 (善管注意義務)

乙は善良な管理者の注意をもって管理業務を遂行しなければならない。

第 16 条 (損害賠償)

1. 乙又は乙の従業員が業務の実施にあたり、故意又は過失により対象物件内の設備、備品等を滅失又は破損した時は、乙は甲に対してその賠償の責めを負わなければならない。
2. 業務の実施にあたり、甲又は他の第三者に損害を及ぼしたときは甲の責めに帰する事由による場合以外は、乙はその賠償の責めを負わなければならない。ただし当該損害が天変地異変等の負荷綱領に基づく場合はこの限りではない。

第 17 条 (免責事項)

1. 乙は業務遂行中に発生した物件の自然災害に起因する破損や汚損、経年劣化による破損や汚損、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとする。
2. 放置期間の長い物件や素材の劣化による汚れは清掃を行う上で深刻なダメージを与えてしまう可能性を考慮して作業行程の一部を簡易作業等への振り替えや作業を行わない場合もある。

第 18 条 (緊急時の措置等)

1. 本業務の実施にあたり、緊急な事態及び臨時的事態に対し、甲は乙に臨機の措置を求めることができるものとする。また、乙は甲の承諾を待つことなく緊急対応が必要な事態が発生した場合に甲の承諾なくしてこれを実施することができる。ただし、乙は甲に対し緊急対応の内容と要した費用等を遅滞なく書面により通知しなければならない。
2. 甲は乙に対し前項の業務に要した費用を速やかに支払わなければならない。ただし乙の責に帰すべき事由によるものはこの限りではない。

第 19 条（契約の解除）

1. 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく業務に着手しないと認められるとき。
 - (2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められたとき。
 - (3) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
2. 乙は甲が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。また解除に至った場合、掛かった経費は全てを甲が負担するものとする。
 - (1) 正当な理由なく指定した作業地点を変更指示してきたとき。
 - (2) 事前の情報（区画の広さ、区画までの移動距離、目標箇所の劣化状況、等）が実際の現場と著しく乖離していると認められたとき。
3. 甲又は乙は相手方につき各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (2) 破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てがあった場合又は清算手続きに入った場合。
 - (3) 支払い停止、支払い不能、手形又は小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (4) 公租公課につき滞納処分のあった場合。
 - (5) その財産につき仮差押え、仮処分、差し押え、強制執行、担保権の実行として競売等の申し立てがあり、本契約上の義務の履行が困難と認められる場合。
 - (6) 甲又は乙の従業員等、一般役員もしくは経営に事実上参加もしくは実質的に経営を支配している者が暴力団関係者（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係者をいい、神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団員等を含む。）であると認められる場合。
4. 前項に基づく本契約の解除は損害賠償請求権の行使を妨げてはならないものとする。ただし（6）による解除の場合は解除されたものはこの限りではない。

第 20 条（本規約の変更）

1. 当社はサービス利用者に事前に通知することなく、本規約又は当サイトのサービス内容を変更する事があり、サービス利用者はこれに異議なく同意するものとします。また当社は、この変更起因するサービス利用者が被った不利益、損害については一切の責任を負わないものとします。
2. 当社が本規約を変更した場合、当サイト及び当サービスの利用条件に付いては、変更後の本規約を適用するものとします。変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のウェブサイト上に表示した時点より効力を生じます。
3. 本規約の変更について当サイトに表示し告知後、当社が特別に定める場合を除いてサービ

ス利用者が 7 日以内にキャンセルを行わない場合、変更後の本規約を承諾したものとします。

第 21 条（協議事項）

この契約に定めのない事項又は平常と異なった事情が発生した時は、法令その他商習慣に従うほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第 22 条（利用規約の同意）

依頼フォーム内の利用規約を最下段まで読み進めた上、同意のチェックボタンにマークし送信することで本規約の内容に同意したものとする。

本規約は 2025 年 4 月 1 日から実施します。

2025 年 9 月 1 日 一部改訂